

その他の問い合わせ

ふれあい収集について

- 要介護認定等を受けているなど、ごみの排出が困難となっている人のため、自宅前での収集支援を行っています。

※要介護認定を受けている等の条件があります。

お問い合わせ

【内容証明に関すること】障がい福祉課、高齢福祉課
【申請に関すること】生活環境課

ふれあい収集を利用するための
条件等の詳細はこちら→



集団回収について

- 新聞紙やダンボール等は定期的に日時や場所を決めて、集団回収に取り組んでいる団体がありますので、可燃ごみに出さずに集団回収活動にご協力ください。

※おすまいの地区に集団回収団体がない場合があります。おすまいの地区の団体については生活環境課へお問い合わせください。

お問い合わせ
生活環境課

品目の詳細はこちら→



ペット等の動物が亡くなったとき

●ペットが亡くなったとき

生活環境課へお申し込みください。

※1体につき1,800円の手数料がかかります。

(支払いは現金のみ、証紙は使用できません。)

※飼犬が亡くなったら、登録抹消手続きを行ってください。

●野生の動物が死んでいるのを見つけたとき

生活環境課まで、場所をお知らせください。

●処分の方法

ごみ焼却施設にて焼却します。

(お骨等のお渡しはできません。)



地区清掃について

- 自治会や隣組等の団体で行う清掃・美化活動のごみは無料で回収します。

- ごみ袋は各団体やご家庭で用意してください。(土・汚泥を入れる袋は代表の方にお渡しします)

お問い合わせ
生活環境課

出し方の詳細はこちら→



事業所のごみについて

- 市では収集できません。四條畷市一般廃棄物収集許可業者へ直接お申し込みください。

お問い合わせ

なわて受付センター

(TEL:072-877-5380)

広告

～四條畷市内の店舗・会社から出るごみの収集運搬のことなら～

『なわて受付センター』

〒575-0001 四條畷市砂3-14-26

TEL072-877-5380 FAX072-877-5385

<四條畷市一般廃棄物収集運搬許可業者>

畷産業株式会社・畷衛生株式会社・株式会社YGトラビス